

戸籍謄抄本等郵便交付請求書

(請求先)

令和 年 月 日

東広島

市区町村長 様

【記入例】法人による戸籍と附票の第三者請求

本 籍		東広島市西条栄町8番		
ふりがな		さいじょう たろう		個人事項証明・抄本・身分証明書・附票の一部のときは、証明が必要な人の氏名を記入してください。 ④ 証明が必要な人の氏名 ふりがな さいじょう はなこ 西条 花子 明・大・昭・平・令 63年 3月 3日生
筆 頭 者 (戸籍証明の最初に書いてある人)		西条 太郎 明・大・昭・平・令 60年 10月 12日生		
必要な書類および通数				
区 分	全部事項証明 (謄本)	個人事項証明 (抄本)	東広島市の手数料 (1通)	
戸 籍	1 通	通	450円	
平成改製原戸籍	通	通	750円	
昭和改製原戸籍	通	通	750円	
除 籍	通	通	750円	
戸籍の 附 票	1 通	通	300円	
	追加項目 必要場合はチェック☑	☒ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙人登録情報		
身分証明書	—	通	300円	
その他証明 ()		通	—	
使用目的など ※具体的に記入してください。				
成年被後見人黒瀬桜子死亡に伴う相続財産の引き渡しのため(●●家庭裁判所提出に必要なため、戸籍の附票に本籍・筆頭者を追加してください。黒瀬桜子の配偶者及び両親はすでに死亡しており、子がいない。西条花子は黒瀬桜子の妹にあたる) (提出先: ●●家庭裁判所)				
※戸籍の附票で住所履歴が必要な場合: ()から()までの住所が確認できるもの				
⑥請求者				
住所	〒730-0011 広島市中区基町●番●号 ●●ビル10階		昼間連絡が取れる電話番号 ※必ずご記入ください。 (090) xxxx - xxxx	
氏名	ふりがな (とくていひえりかつどうほうじん)ひがしひろしま 特定非営利活動法人 東広島 理事 東広島三郎 (担当:東広島 つつじ)		証明が必要な人(あるいは筆頭者)との続柄 ☐ 本人、 ☐ 夫、 ☐ 妻、 ☐ 父母、 ☐ 祖父母、 ☐ 子、 ☐ 孫 ☒ その他、黒瀬桜子の成年後見人	
同封するもの	① この請求書	② 手数料(定額小為替、普通為替または現金書留) 750 円	③ 請求者の住所氏名を記入した返信用封筒(切手を貼ってください)	切手の合計額 110 円
	④ 請求者の本人確認書類	⑤ 個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・住所が自書でない健康保険証等のいずれか1点のコピーを同封してください(有効期限内のものに限ります)。 「④必要な人」と「⑥請求者」との続柄が確認できる戸籍のコピー等(請求先の自治体で確認できる場合は不要)		

- 上記①+②+③+④(+⑤)を同封の上、郵送してください。
- 本人、配偶者、直系親族、正当な理由のある第三者以外の人が代理で請求する場合は、委任状が必要です。
- 請求者氏名の自署または記名押印をもって、第三者請求として戸籍の附票を請求する場合の使用目的以外に使用しない旨を誓約されたとなります。
- 請求内容及び同封物に不備があると証明書を返送できないことがあります。
- 手数料は、証明を請求する市区町村役場の金額を調べ、郵便局で定額小為替/普通為替(発行から6ヶ月以内)を購入し、郵送するか、現金書留で郵送してください(切手や収入印紙での手数料の支払いはできません。)
- 請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地又は④本人確認書類に記載の住所に返送します。
- 除籍・改製原戸籍を請求される場合、先に取得済みの戸籍証明等、参考となる資料があればコピーを添付してください。
- この請求書、同封いただいた④本人確認書類のコピーや⑤参考資料は、今回の郵便交付請求事務以外には使用しません。また、一定の保存期間経過後は焼却(または破砕)処分とします。
- 偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたときは、過料に処せられます。